

「港湾の避難対策に関するガイドライン」(概要)

- 「港湾の避難対策に関するガイドライン」の目次構成
- 港湾の避難対策に関するガイドライン盛り込む事項

「港湾の避難対策に関するガイドライン」は、港湾における津波避難計画策定の指針としての役割を持つものである。“政府の検討の動き”や“関連法制度”といった内容は参考資料とする。

【はじめに】

- ・本ガイドラインの目的・趣旨・目標・適用範囲
- ・本ガイドラインの検討体制

【第1章 各主体の役割】

1. 1 津波避難計画策定及び避難訓練にあたっての港湾管理者、都道府県、市町村、立地企業等の役割
1. 2 その他連携すべき計画など

【第2章 港湾の避難対策に関するガイドライン】

2. 1 目的等
2. 2 津波浸水想定の設定
2. 3 避難対象地域の指定等
2. 4 初動体制(職員の参集等)
2. 5 避難誘導等に従事する者の安全の確保
2. 6 津波情報等の収集・伝達
2. 7 避難指示等の発令
2. 8 平常時の津波防災教育・啓発
2. 9 避難訓練
2. 10 その他の留意点
2. 11 港湾における中長期的な津波避難対策
2. 12 津波避難計画の自己評価(評価チェックリスト)

【おわりに】

- ・ガイドラインの改訂方針

【付属資料1 港湾における津波避難対策】

- ・東日本大震災の被害と避難
- ・防災施策全般の動き
- ・避難対策全般の動き
- ・港湾におけるこれまでの防災施策
- ・港湾における過去の津波被害
- ・港湾におけるこれまでの避難対策
- ・今後の港湾における避難対策の取り組みの方向性

【付属資料2 港湾の避難対策に関するガイドラインの位置付け】

- ・港湾の避難対策に関するガイドラインの位置付け
- ・関係する法令、計画、答申等の概要
 - －災害対策基本法
 - －防災基本計画、地域防災計画
 - －津波防災地域づくりに関する法律
 - －津波避難対策検討ワーキンググループ報告
 - －津波避難対策推進マニュアル検討報告書
 - －港湾分科会防災部会答申 ほか

【付属資料3 津波避難計画の策定】

- ・港湾における津波避難計画の作成手引き
- ・避難対策における参考事例(計画、津波避難施設等)

【巻末(資料集)】

- ・用語集
- ・法令・基準の参照条文・抜粋等

【第1章】

○ 1. 6 津波避難計画策定及び避難訓練にあたっての都道府県、市町村、住民の役割

- ・ 津波避難計画の策定及びそれに基づく訓練を実施するにあたっての都道府県、市町村、住民の役割を記載。
- ・ 都道府県は、津波避難計画に係る指針の策定、津波避難計画策定及び避難訓練の実施への支援、津波浸水想定（区域及び水深）の設定及び公表を行う。
- ・ 市町村は、津波避難計画の策定及び避難訓練の実施（避難対象地域、緊急避難場所、避難路等の指定及び公表）、住民参画による地域ごとの津波避難計画の策定の支援、津波ハザードマップの作成・周知を行う。
- ・ 住民は地域ごとの津波避難計画の策定、避難訓練の実施又は参加（避難目標地点、避難経路等の設定）をする。

- ・ 港湾における津波避難対策の検討に係る港湾管理者、都道府県、市町村、立地企業等の役割を記述。
- ・ 港湾管理者が中心となり、港湾における津波避難対策について、市町村、立地企業等と連携して検討する。
- ・ 都道府県は、津波避難計画策定指針に港湾の特性を踏まえた検討及び位置付けを行う。
- ・ 市町村は、地域防災計画及び津波避難計画において港湾の特性を踏まえた検討及び位置付けを行う。
- ・ 立地企業等は、それぞれ津波避難計画を策定する。
- ・ 国（地方整備局等）は、港湾における津波避難対策の検討・策定やハード整備について支援を行う。
- ・ その他連携すべき計画として、石油コンビナート、船舶避難、旅客船、漁港を示した。

※既に検討体制がある港湾等はこの限りではない。

【第2章 市町村における津波避難策定指針】

○2. 1 目的等

- ・ 指針の目的として、市町村が津波避難計画を策定するために、都道府県が市町村に対して示す指針の参考とするためのものである。
- ・ 津波避難計画を策定する必要がある地方公共団体、津波避難計画の範囲、津波避難計画の定期的かつ継続的な見直し、津波避難計画で対象とする津波、地域一体となった対策の推進、津波避難計画において定める必要がある事項について記載。

- ・ 本ガイドラインの目的として、港湾における津波避難対策について、港湾の特殊性を考慮しつつ、ハード対策及びソフト対策を組み合わせ、総合的に検討する際の参考として、堤外地で活動する方々や港湾利用者等が津波発生時に安全に避難可能となることに資することとしている。
- ・ 港湾における津波避難計画において定める必要がある事項の概要を記述。
- ・ 港湾における津波避難計画の検討・策定が必要である理由を記述。
- ・ 港湾における津波避難計画策定のフロー図を提示。

○ 2. 2 津波浸水想定の設定

・ 津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深を設定する。

・ 津波浸水想定は、都道府県が設定した最大クラスの津波による浸水想定（区域及び水深）を収集し、当該港湾における津波浸水想定の把握と整理を行う。

・ 堤外地における避難行動を検討する際、より詳細な津波浸水想定が必要な場合は、別途に建物配置を考慮した津波予測を行うなど、港湾毎に検討する。

・ 最大クラスの津波に対する避難対策が困難な場合に、当面の措置の検討を行うため、発生頻度の高い津波に対する浸水想定の確認を行う。

・ 避難の必要性のある津波を検討する観点から、堤外地等、津波注意報や津波警報のレベルの津波による浸水の可能性について確認を行う。

(2. 3 避難対象地域の指定等)

○ 2. 3. 1 避難対象地域の指定

・ 避難対象地域は、2. 2 で津波浸水想定区域図に示した最大の津波浸水想定区域に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。

・ 避難対象地域は、最大の津波浸水想定区域に基づき、浸水する港湾エリアや地区単位で指定する。

○ 2. 3. 2 避難困難地域の検討

- ・ 津波浸水シミュレーション結果等に基づき、津波の到達予想時間を設定する。
- ・ 避難者が避難対象地域外へ脱出する際の目標地点を避難対象地域の外側に設定する
- ・ 津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定する。
- ・ 避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難路、避難経路を指定・設定する。
- ・ 避難対象地域のうち、避難可能距離（範囲）から外れる地域を避難困難地域として抽出する。

・ 避難路、避難経路の指定・設定において、SOLASフェンス、漂流物、危険物、液状化など、避難の障害となる事項についての確認が必要である。

○ 2. 3. 3 緊急避難場所等、避難路等の指定・設定

- ・市町村長および住民等は、住民等一人ひとりが緊急避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を円滑に行うために、緊急避難場所等を指定・設定するとともに、指定・設定した緊急避難場所等の機能維持・向上に努める。
- ・緊急避難場所等（避難目標地点を含む）、津波避難ビルの指定・設定、避難路、避難経路の指定・設定、避難の方法について記載。

- ・港湾管理者は、港湾において、市町村長が指定する緊急避難場所、津波避難ビル、避難路について調整・支援するものとする。
- ・津波避難ビル等の指定にあたっては、最大クラスの津波に対応できない場合においても、必要に応じ、当面の措置との前提で、発生頻度の高い津波を超える高さのものについて指定を検討する。
- ・避難路、避難経路の指定・設定に際しては、港湾における一時的な来訪者の存在を考慮し、案内・誘導板の充実が必要である。
- ・港湾における避難困難地域の避難者のため、津波避難施設の設置を検討する。
この際、「港湾の津波避難施設の設計ガイドライン」を参考とする。
- ・津波避難施設の新規の設置において、その高さについては、最低限の必要条件として、最大クラスの津波に対応することを原則とする。
- ・また、津波避難施設の新規の設置においては、通常時の利用を出来るだけ考慮すべきであること、あるいは、民間の倉庫等の建物の新設の際に避難施設の併設について検討を行うことも重要である。
- ・避難の方法について、液状化等が障害となりやすいことから、自動車を利用せずに、原則として徒歩によるものとする。

○2. 4 初動体制（職員の参集等）

・勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について記載。

・港湾管理者等において、勤務時間外の参集等の体制について定める。

○2. 5 避難誘導等に従事する者の安全の確保

・避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職団員、民生委員などの安全確保について記載。

・堤外地等津波到達時間が短い等の港湾の特性を考慮した上で、港湾管理者や立地企業、関係団体について、避難誘導等の安全確保について定める。

○ 2. 6 津波情報等の収集・伝達

- ・ 大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報、避難指示・勧告等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するための伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）について記載。
- ・ 情報伝達手段の整備について、整備のあり方・具体的な整備内容・情報伝達手段の整備に際し留意すべき事項について記載。
- ・ 港湾管理者は、情報伝達手段の整備にあたって、当該港湾において不足なく情報が伝達できるよう、市町村と調整・協力の上、取り組む。
- ・ 港湾管理者等は、堤外地等津波到達時間が短い等の港湾の特性を考慮した上で、GPS波浪計等による津波観測結果の伝達について検討する。

○ 2. 7 避難指示等の発令

- ・ 避難指示又は避難勧告を発令する基準について記載。
- ・ 避難指示又は避難勧告の発令時期及び発令手順について記載。
- ・ 避難指示又は避難勧告の発令の伝達系統、伝達方法について記載。
- ・ 港湾管理者は、特に堤外地等、津波注意報や津波警報のレベルでの浸水の可能性について確認し、必要に応じて、避難指示等の発令基準に係る市町村との検討を行う。
- ・ また、そのような情報について、港湾立地企業及び関係機関と共有することにより、自主的・迅速な避難に資することとする。

○ 2. 8 平常時の津波防災教育

・ 津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。

・ 津波防災教育・啓発の手段・方法、内容、津波防災教育・啓発の場等について記載

・ 立地企業就労者、船舶関係者等に対する教育・啓発が重要である。

・ また、一時的な来訪者等に対しても、パンフレットやポスター等による津波防災教育・啓発を行うことが望ましい。

○ 2. 9 避難訓練

・ 津波避難訓練の実施にあたっては実施体制、参加者、訓練の内容等について留意し、各々の地域の実情に応じた訓練体制、内容等を検討する。

・ 港湾における立地企業就労者、船舶関係者等の日常的に利用する者の避難訓練、一時的な来訪者等の日常的には利用しない者への避難誘導の実施体制等を検討する必要がある。

○ 2. 10 その他の留意点

- ・ 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策を定めるにあたっては、情報伝達、施設管理者等の避難対策、自らの命を守るための準備、緊急避難場所の確保、看板・誘導標識の設置、津波啓発、避難訓練の実施に留意する必要がある。
 - ・ 津波避難において災害時要援護者となりうる者の避難対策を定めるにあたっては、情報伝達、避難行動の援助及び施設管理者等の避難対策に留意するとともに、あらかじめ市町村と地域のコミュニティが一体となって避難支援体制及び具体的な避難支援計画（避難支援プラン）を確立しておくことが重要である。
-
- ・ 港湾利用者、一時的な来訪者、外国人利用者等の避難対策の検討に係る留意点を記述。
 - ・ SOLAS制限区域による津波避難の障害について留意すべき事項を記述。
 - ・ 港湾荷役（防護措置）における津波避難時の留意すべき事項を記述。
 - ・ 危険物取扱地区での津波避難の留意すべき事項を記述。
 - ・ 流通機能確保のための留意すべき事項を記述。

○2. 1 1 港湾における中長期的な津波避難対策

(記載なし)

- ・ 港湾においては、最大クラスの津波に対する避難対策が困難な場合においても、当面の対応を図った上で、ハード対策や機能の再配置等による中長期的な対応を検討する。
- ・ ハード・ソフト両面から、港湾における津波避難対策に係る研究や技術開発を行う。
- ・ 港湾からの流出物に対する防護措置を図る。

○2. 1 2 津波避難計画の自己評価(評価チェックリスト)

(・港湾の避難対策に関するガイドラインに沿って作成)